

PCB廃棄物適正保管手順書

適正保管

廃棄物処理法
施行規則8条の13

保管場所は、高温を避け、雨水が当たらない場所とし、その周囲に囲いを設ける。



保管場所表示の例



適正保管の例



PCB表示ラベル例

変圧器

コンデンサー類

安定器類・その他の汚染物

PCBが飛散・流出・地下浸透しないように、機器類を鋼製容器、オイルパンやドラム缶などに収納



鋼製容器への収納例



オイルパンへの収納例



安定器類



PCB検体・スポイド・ウェス等

PCB廃棄物の取り扱い注意事項

1. 「適正温度管理」

夏場は「高温」とならぬよう、「直射日光」を避け、「出入口や窓側」には保管しないこと。

2. 「ブッシング部」の取り扱い

「ブッシング部」は、接触強度が弱く破損しやすいため、必ず「吊り受け」を持ち、移動させること。

3. 「にじみ・漏れ発生時」の対処

「一般金属用補修材」による適正補修
(厚生労働省安全衛生対策要綱参照)

4. 「保管場所の定期点検」の実施

事故未然防止のため「特別管理産業廃棄物管理責任者」による監督の下で定期的な点検を実施する。

1. 「適正温度管理」 「高温」により本体から「PCB液」が漏れだす可能性があるため（容器も処理対象）



2. 「ブッシング部」の取り扱い 「ブッシング部」より漏れ・にじみが発生するため接触不可



3. 「にじみ・漏れ発生時」の対処



4. 「保管場所の定期点検」の実施 「腐食防止・揮発防止」などの処置確認



定期的な点検を実施し、「腐食防止」などの処置が講じられているか、適正な容器保管をすることで密閉状態で「揮発防止」などの処置が講じられているかを確認する。

適正保管に必要な写真

1.保管場所

2.変圧器・コンデンサー類 重量計測

「銘板」または「実測」写真

「重量を実測」した場合実測写真が必要
補修した場合は補修箇所の写真

3.コンデンサー寸法計測

「実測」(1)～(4)の長さ

4.安定器（その他の汚染物）類

「実測」①～③いずれかの写真

- ①容器ごと実測（蓋や中身がわかる写真）
②同じ種類の1台を実測 ③複数台を実測

「外径30～63cm、高さ35～91cmの密閉できる金属製のオープンヘッドドラム缶又はペール缶」

ドラム缶（UN規格）



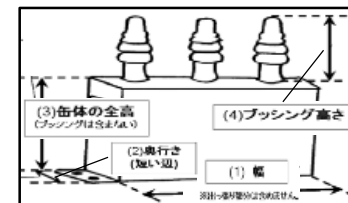
ペール缶（UN規格）



1.保管場所



3.コンデンサー寸法計測



2.変圧器・コンデンサー類

【銘板写真】



【実測写真】

※重量を「銘板」ではなく「実測」した場合は、実測写真が必要です。



4.安定器（その他の汚染物）類

重量を証明する写真（実測方法の種類①～③）		
①容器ごと実測 容器ごと実測可能な場合	②同じ種類の1台を実測 種類分けできている場合	③複数台を実測 種類分けが困難な場合
①～③のいずれかの方法で、重量が確認できるように撮影してください。		
< 総重量 >		
自盛の重量	1台の重量×台数の合計重量 + 容器重量	複数台実測の合計重量 + 容器重量